

答 申 書
(答申第6号)

平成10年11月26日

1 審査会の結論

女満別空港整備に伴う家屋移転の助成の対象となる物件に係る移転助成金を算定するための基礎資料(別紙2に掲げるもの)のうち、別紙3に掲げる部分を非開示としたことは妥当ではないが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙1(省略)のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

ア 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)について

一般に、公共事業の施行に必要な土地の取得に伴い支障となる物件(以下「支障物件」という。)があるときは、当該公共事業を施行する道などの機関(以下「起業者」という。)は、支障物件の所有者等(以下「関係人」という。)に対して移転に要する費用及びその移転に伴い通常生ずる損失に対する費用(以下「移転補償費」という。)を補償し、関係人が支障物件の移転を行うことにより、公共事業の施行に必要な土地を取得している。通常、このような支障物件の移転補償に関する事務(以下「用地補償事務」という。)を行うときには、起業者は、定型化・類型化した歩掛、単価等(以下「補償費単価等」という。)を用いて移転補償費の額を算定し、この額により関係人の合意を得るべく交渉を行うこととなる。本件公文書は、女満別空港整備に伴う家屋移転の助成の対象となる物件のうち異議申立人(以下「本件関係人」という。)が所有する物件(以下「本件物件」という。)に係る移転助成金(以下「本件移転補償費」という。)を算定するための基礎資料であり、その内訳は、別紙2に掲げるとおりである。

また、別紙2に掲げる各文書に記録されている事項は、次のとおりである。

(ア) 別紙2の1, 2及び3の文書(以下これらを「本件算定資料」という。)

各文書とも本件移転補償費を算定するために準用した用地補償事務に係る補償費単価等が記録されている。

なお、本件算定資料は、用地補償事務の実施に当たって、起業者である道において一般的に用いられているものであり、道内の国の機関及び市町村においても、別紙2の1及び3の文書は同一のものが、別紙2の2の文書は同種・同等のものが用いられている。

(イ) 別紙2の4の文書(以下「本件成果品」という。)

実施機関が本件物件の調査及び本件移転補償費の算定に関する業務を委託した業者から、その成果品として実施機関に提出されたものであり、本件物件の所有者の住所、氏名及び家族の人数、本件物件の現況(図面及び写真を含む。)、動産等の

資産状況に関する調査結果、本件移転補償費の算定額及びその算定内訳である補償費単価等が記録されている。

イ 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件算定資料には北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「改正後の条例」という。）による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第2項第5号に該当する情報（以下「行政運営情報」という。）が記録されていること、また、本件成果品には行政運営情報及び改正前の条例第8条第1項本文に該当する情報（以下「特定個人情報」という。）が記録されていることから、これらを理由として本件公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行っている。異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、順次本件処分の妥当性について判断する。

(2) 行政運営情報の該当性について

ア 改正前の条例第9条第2項第5号は、開示請求に係る公文書に、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのある情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる旨定めている。

ここで、「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」とは、行政運営情報の典型的な例を示したものであり、「その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報」とは、これらの情報に類する内容及び性質を有するその他の情報をいうものと解する。

イ(ア) 一般に、支障物件の移転交渉に当たり、起業者が提示した移転補償費で支障物件の移転に応じるか否かは、専ら関係人の自由意思に任される性格のものであるが、関係人が支障物件の移転に応じない場合にあっては、事業の休止、あるいは事業計画の修正を余儀なくされる場合もあるなど、起業者の事業の実施を著しく困難にするおそれがあるものと認められる。そして、関係人が起業者との交渉に入る前に補償費単価等を知り得るとすれば、より多額の補償費を得ることを意図して、補償費単価等の額よりも廉価な部材等を用いて追加造作を行う等の工作を行うことが可能となるものであり、関係人がこのような工作を行うことによって過大な移転補償費を得ようとする場合には、起業者にとって支障物件の移転交渉がより困難なものとなることは容易に推測できる。さらには、補償費単価等を公表することによって、関係人にこのような工作を行うことを誘発させるおそれがあることも否定できない。

本件公文書のうち、本件算定資料については、補償費単価等が記録されているものであるから、これを開示すると道及び国等における将来の移転補償事務の実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

また、本件成果品に記録されている情報のうち、本件算定資料に記録されている情報と同一の補償費単価等についても本件算定資料と同等の情報である。

(イ) なお、実施機関は、本件公文書を開示すると、本件移転補償費について本件関係人の理解を得ることが一層困難となり、用地補償事務の実施を著しく困難にするおそれがあるとして、そもそも本件公文書全体が行政運営情報に該当する旨主張する。

しかしながら、そもそも用地補償事務が移転補償費の額等に対する起業者と関係人との考え方に相違があることを前提として、交渉を通じて関係人の理解を得ることを目的としているものであることからすれば、実施機関の提出資料をもってしては、本件公文書を開示することにより本件関係人の理解を得ることが一層困難になり、用地補償事務の実施を著しく困難にするおそれがあるとはいえないものと考え

ウ　ところで、本件公文書に記録された情報のうち、別紙3に掲げる情報（以下「本件公知情報」という。）については、一般に販売されている刊行物等又は法令の規定若しくは公表されている価格等により誰でも容易に入手できるという事実が確認できるから、そもそも非開示とする利益がなく、改正前の条例に定める非開示情報には該当しないものである。

したがって、本件公文書のうち、本件算定資料及び本件成果品中の補償費単価等については、本件公知情報を除いて行政運営情報に該当すると判断する。

なお、改正後の条例第10条第1項第6号には、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報は、非開示情報に該当する旨規定されている。

(3) 特定個人情報の該当性について

ア　改正前の条例第8条第1項本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。）が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

また、特定個人情報から除外される情報としては、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」等が挙げられているが、これらには、公にすることが慣行となっていて公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であって実施機関自らが作成し、又は取得したもの等が該当すると解されている。

イ　本件成果品に記録されている情報のうち、本件物件の所有者の住所、氏名及び家族の人数、本件物件の現況（図面を含む。）、動産等の資産状況に関する調査結果、移転補償費の算定額等当該所有者の家族人数、財産等に関する情報については、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないとは認められず、また、公表されている事実も認められないことから、特定個人情報に該当するものと判断する。

なお、改正後の条例第10条第1項第1号には、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報は、非開示情報に該当する旨規定さ

れている。

(4) 一部開示の適否について

ア 改正前の条例第10条は、開示請求に係る公文書に、非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする旨定めている。

イ (2)のイの(ア)において開示しないことができる公文書に該当すると判断した本件算定資料については、(2)のウにおいて非開示情報に該当しないと判断した本件公知情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができることと認められることから、本件公知情報が記録されている部分については開示すべきと判断する。

しかしながら、本件成果品については、(2)及び(3)において非開示情報に該当すると判断した情報とそれ以外の情報（本件公知情報を含む。）とが一体となって記録されており、また、本成果品に記録されている情報の相当部分が非開示情報に該当すると判断しているので、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することはできるとは認められないことから、公文書の開示をすることはできないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

なお、改正後の条例の施行に伴い、平成10年4月1日付けで、審査会の名称が北海道公文書開示審査会から北海道情報公開審査会に変更された。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年 1 月 27 日	○ 諮問書の受理
平成10年 2 月 16 日 (第78回審査会)	○ 実施機関からの関係資料の提出 ○ 実施機関から本件処分の理由等について説明 ○ 審議
平成10年 6 月 1 日 (第 1 回審査会)	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成10年 6 月 23 日 (第一部会)	○ 実施機関による説明 ○ 審議
平成10年 7 月 21 日	○ 審議

(第一分会)	
平成10年8月26日 (第一分会)	○ 審議
平成10年9月24日 (第一分会)	○ 審議
平成10年11月4日 (第6回審査会)	○ 答申案の審議
平成10年11月20日 (第一分会)	○ 答申案の審議
平成10年11月26日	○ 答申

別紙 2

開示請求の対象公文書及びその内訳

- 1 木造建物等移転補償標準単価表（平成 8 年度）
 - (1) 木造建物及び工作物調査要領
 - (2) 建物及び工作物算定要領
 - (3) 木造建物移転補償金算定について
 - (4) 単価表
 - (5) 様式
 - (6) 建物等移転補償標準単価表改訂一覧表
 - (7) 移転雑費等補償運用申合せ事項
 - (8) 動産移転補償

- 2 建物移転等に伴い通常生ずる損失補償算定評価資料（平成 8 年度）

- 3 工作物補償標準単価表及び工作物補償標準歩掛単価内訳書（平成 8 年度）

- 4 女満別空港道単整備工事（支障物件調査）成果品
 - (1) 建物等調査立会簿
 - (2) 支障物件等移転補償調書
 - (3) 移転補償費算定内訳
 - (4) 建物平面図
 - (5) 写真

別紙 3

非開示情報に該当しない情報

- 1 量販されて通達集等により容易に入手することが可能な情報
 - (1) 別紙 2 の 1 の文書（(4)及び(6)並びに(8)の一部を除く。）に記録されているもの
 - (2) 別紙 2 の 2 の文書に記録されている情報のうち、次のもの
 - ア 動産移転料積算方法（歩掛、単価を除く。）
 - イ 仮住居補償基準・積算方法
 - ウ 休業補償期間標準日数
 - エ 移転先通知等のために必要な費用積算方法（歩掛、単価を除く。）
 - オ 諸祭事（地鎮祭・上棟式・建築祝）費用積算方法（歩掛、単価を除く。）
 - カ 遠隔地旅費積算方法
 - キ 神社・仏閣・墓地の移転に伴う諸祭事費用積算方法（歩掛を除く。）

- 2 法令の規定又は公表されている価格等により容易に入手することが可能な情報
別紙 2 の 2 の文書に記録されている情報のうち、次のもの
 - ア 電話移設費・電話料金、ガス料金、電気料金
 - イ 移転先選定を業者に依頼する費用
 - ウ 建築確認申請手数料
 - エ 契約に要する費用
 - オ 自動車税（軽自動車税、自動車重量税を含む。）税率、自動車保険料（自賠責）